

データ活用による地域課題解決モデル事業業務委託
受託候補者選定公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、地域の課題解決のために、外部人材（デジタル副業兼業人材・スタートアップ）を大田区に呼び込み、課題解決のためにデータを活用して協働するエコシステムを構築し、地域の持続的な発展を実現することを目的に実施する「データ活用による地域課題解決モデル事業」について、適正な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定するための公募型プロポーザルを行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

(3) 委託金額の上限額

27,500千円（消費税込み）

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 次のア～エに掲げる要件を満たし、データ分析・活用、事業戦略など多様な支援メニューを提供するとともに、外部人材（デジタル副業兼業人材・スタートアップ）を呼び込み、プロジェクト伴走支援に関する助言を行い、かつ情報発信する体制を構築できること。

ア 実施体制中に地域課題解決のための事業開発経験やデータ戦略の知見を有する者がいること。

イ 実施体制中にデータの構造化やデータクレンジング、ハードウェアを活用したデータ蓄積経験・スキルを有する者がいること。

ウ 実施体制中にデジタル通貨に係る最新の市場動向やテクノロジーに関する知見を有する者がいること。

エ 実施体制中に外部人材（デジタル副業兼業人材・スタートアップ）とのネットワークを有し、プロジェクトへの参画を促すことが可能な者がいること。

- (2) 国又は地方公共団体が発注する以下のいずれかに関する業務を受託し、完了した実績を有すること。

ア 産業振興策策定

イ 地域課題解決

ウ 新規ビジネス創出、ビジネス活性化

エ データ活用戦略

オ 地域と外部人材・組織等との連携創出事業の伴走支援

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 経営不振の状態（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされたとき、会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号）に基づき更生手続きを行ったとき。）にないこと。
- (5) 大田区競争入札参加資格者停止措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類

1	プロポーザル参加申込書（様式 1）
2	企業概要（様式 2）
3	業務実績表（様式 3）
4	企画提案書（様式任意）
5	見積書（様式 4）
6	資格要件に係る申立書（様式 5）
7	業務実施体制（様式 6）
8	業務スケジュール（様式 7）
9	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参または郵送

イ 提出期限

令和 3 年 5 月 6 日（木）正午必着

(3) 提出書類の内容及び作成要領

5 ページ参照

(4) 提出場所

大田区役所産業経済部産業振興課産業交流担当 八田・工代

東京都大田区羽田空港 1-1-4 羽田イノベーションシティ ゾーン K206

5 質問

(1) 質問方法

本要項に関して質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式8）を作成し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外による質問は認めない。

(2) 質問期限

令和3年4月23日（金）正午必着

(3) 質問送付先電子メールアドレス

koryu@city.ota.tokyo.jp

なお、質問送付の際には、件名の先頭に【データ活用による地域課題解決モデル事業プロポーザル】を付けること。

(4) 回答方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を区ホームページにて掲載する。

6 スケジュール

1	4月16日（金）	企画提案書及び質問受付開始
2	4月23日（金）正午まで	質問受付期限
3	4月27日（火）	質問回答
4	5月6日（木）正午まで	企画提案書受付締切
5	5月11日（火）予定	書類審査結果通知
6	5月17日（月）予定	面接審査
7	5月20日（木）予定	審査結果を文書等で通知

7 審査

(1) 審査方法

別に設置する受託候補者選定委員会が、書類審査及び面接審査を行う。なお、応募者が1者の場合は、受託候補者選定委員会が本業務を遂行できる事業者であるかを総合的に判断した上で選定を行う。

(2) 書類審査

書類審査は提出書類に基づき、応募内容の審査を行う。得点の上位3者までを面接審査の対象とする。また、面接審査の対象者に対しては、面接審査の詳細を通知する。

(3) 面接審査

面接審査は、企画提案書の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に答える形式で実施する。配置予定の事業責任者の出席を要件とする。プレゼンターは3名以内とし、所要時間は、30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答ほか15分）とする。

(4) 主な審査項目

参考資料選定基準表（一覧）のとおり。

(5) 選定

書類審査及び面接審査の総合評価により、最も高い者を候補事業者として選定する。選定結果は、参加事業者に対し通知する。また、受託候補者決定後、事業者名等について、区ホームページで公表する。

これは、大田区契約担当課に推薦する本業務の受託候補者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに関する提出物は返却しない。
- (3) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加表明書を含む）を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている意匠、デザイン、設計、製作方法並びに管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (5) 提案概要について、必要に応じて公表する場合があるものとする。
- (6) 本要項及びプロポーザルを通じて入手した区の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない。また第三者に漏らしてはならない。
- (7) 提案者はプロポーザル参加申込書（様式1）の提出をもって、本要項記載内容を承諾したものとみなす。
- (8) 電子メール等の通信事故については、大田区はいかなる責任も負わない。
- (9) 本業務委託の正式な仕様書については、別紙仕様書（案）を基本とし、委託予定事業者の提案を踏まえて調整を行う。

9 問合わせ先

大田区役所産業経済部産業振興課産業交流担当 八田・工代
東京都大田区羽田空港1-1-4 羽田イノベーションシティ ゾーン K206
電 話 03-5744-1641（直通）
F A X 03-6459-9436
電子メールアドレス：koryu@city.ota.tokyo.jp

提出書類の内容及び作成要領

提出書類	標 題	部 数	記載内容
1	プロポーザル参加申込書 (様式1)	1部	作成日、提出者及び連絡先を記入すること
2	企業概要 (様式2)	1部	各項目について記載漏れのないように記入すること
3	業務実績表 (様式3)	正本1部 副本7部	実績について、その件名及び業務概要を直近のものから順に最大5件まで記入すること
4	企画提案書 (様式任意)	正本1部 副本7部	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書(案)の内容を踏まえ、作成すること ・A4サイズ横版・文字フォント10.5ポイント以上・20ページ以内(表紙除く)とすること
5	見積書 (様式4)	正本1部 副本7部	委託内容の項目別の算出根拠を明らかにすること(表紙及び総括表)
6	資格要件に係る申立書 (様式5)	正本1部 副本7部	応募資格要件を全て満たす者であることを申し立てること。
7	業務実施体制 (様式6)	正本1部 副本7部	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の総括監督者及び業務責任者を記入する ・配置予定の総括監督者及び業務責任者について経歴などを記入すること
8	業務スケジュール (様式7)	正本1部 副本7部	委託内容の項目別に作成すること
9	質問票 (様式8)	1部	質問欄が足りない場合、必要に応じて増やすこと
10	登記簿謄本	1部	(履歴事項全部証明書)

(様式3～7と企画提案書の副本には、企業名等が特定できるような記載(代表者名、業者ロゴマーク等)は避けること)